

(様式 1 号)

入札参加資格審査申請書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

この度、下記工事に係る制限付一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 工 事 名 田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事

2. 添 付 書 類

- ①本申請書の写し（受付用）
- ②類似の施工実績調書（様式第 2 号）
- ③監理技術者配置予定調書（様式 3 号）
- ④一般競争入札参加資格審査資料（様式 4 号）
- ⑤最新の経営事項審査結果通知書の写し
- ⑥特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式 A 号）
- ⑦特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式 B 号）
- ⑧入札参加資格審査通知書の返信用封筒（返信先を記載し、460 円切手を貼った長形 3 号封筒）

受 付 印

(様式2号)

類似の施工実績調書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

工 事 名	
Corins 登録番号	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
工 事 概 要 (構造・規模等)	
発 注 機 関	
発 注 形 態	単 体 ・ 共同企業体 (出資比率 %)

※ 施工実績を証明する書類（契約書、施工内容を確認できる図面）の写しを添付すること。

(様式 3 号)

監理技術者配置予定調書

		商号又は名称
本工事に配置予定の監理 技術者の氏名及び雇用年 月日		氏 名：
		雇用年月日： 年 月 日
法令による 資格・免許		
工 事 経 歴 概 要 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	
	工事概要	

- (注) 1. 資格を証明する国家資格者証、監理技術者資格者証（両面）及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。【A 4 サイズ】
2. 技術者は申請期限日前に 3 ヶ月以上雇用関係にある者に限ります。
3. 基本的に過去 5 年以内の工事経歴を記載すること。

(様式 4 号) (代表構成員用)

一般競争入札参加資格審査資料(誓約書)

商号又は名称 _____ (印)

○田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事の入札参加資格確認申請を提出するにあたり、以下にある要件を全て満たしていることを誓約しますか。

(はい ・ いいえ)

- (1) 建設業法第 27 条の 23 の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値 (P 点) が 1, 166 点以上であること。
- (2) 令和 7・8 年度の田尻町入札参加資格審査申請において、建築一式工事を許可業種として申請し、令和 7 年度建設工事業者名簿に登録されていること。
- (3) 建築一式工事について、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、田尻町入札参加資格を得てから 3 年を経過している者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの期間に田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の期間中でないこと、かつ、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分期間中でないこと。
- (6) 本工事に建設業法に基づく管理技術者を配置できる者であること。
- (7) 田尻町暴力団排除条例 (平成 24 年田尻町条例第 10 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立【同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立を含む。】をしていない者又は更生手続開始の申立をなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更正

手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立をしなかった者又は更生手続開始の申立をなされなかった者とみなす。）

- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。）
- (12) 入札参加資格確認申請時において、田尻町が発注した工事を施工中でないこと。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

①本工事に係る設計業務等の受託者とは、株式会社 中尾建築事務所である。

②当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社とは、次のア又はイのいずれかに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を越える出資をしている建設業者。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(様式 4 号) (代表構成員以外の構成員用)

一般競争入札参加資格審査資料(誓約書)

商号又は名称 _____ (印)

○田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事の入札参加資格確認申請を提出するにあたり、以下にある要件を全て満たしていることを誓約しますか。

(はい ・ いいえ)

- (1) 建設業法第 27 条の 23 の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査結果通知書の建築一式工事の総合評定値 (P 点) が 9 3 6 点以上であること。
- (2) 令和 7・8 年度の田尻町入札参加資格審査申請において、建築一式工事を許可業種として申請し、令和 7 年度建設工事業者名簿に登録されていること。
- (3) 建築一式工事について、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による特定建設業の許可を受け、かつ、田尻町入札参加資格を得てから 3 年を経過している者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告の日から開札の日までの期間に田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止の期間中でないこと、かつ、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分期間中でないこと。
- (6) 本工事に建設業法に基づく管理技術者を配置できる者であること。
- (7) 田尻町暴力団排除条例 (平成 24 年田尻町条例第 10 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 17 年法律第 87 号) 第 64 条による改正前の商法 (明治 32 年法律第 48 号) 第 381 条第 1 項 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。) の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (9) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (10) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による更生手続開始の申立【同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立を含む。】をしていない者又は更生手続開始の申立をなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更正

手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立をしなかった者又は更生手続開始の申立をなされなかった者とみなす。）

- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。）
- (12) 入札参加資格確認申請時において、田尻町が発注した工事を施工中でないこと。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

①本工事に係る設計業務等の受託者とは、株式会社 中尾建築事務所である。

②当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設会社とは、次のア又はイのいずれかに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を越える出資をしている建設業者。

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(様式5号)

入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

年 月 日付け入札参加資格確認通知書により、参加資格が無い旨通知を受けた件について、理由に説明を求めたく提出します。

記

工 事 名 田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事

(様式 6 号)

設計図書に関する質問書

年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体の名称

代表者 所 在 地

商号又は名称

氏 名 (印)

田尻町発注の田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事に係る設計図書について、
質問書を提出します。

質問項目	質問内容（具体的な内容）

※質問がない場合においても、質問がない旨本書面を用い F A X 送信してください。

(様式 A 号) 特定 J V 用

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

泉南郡田尻町長 様

共同企業体名 _____

特定 JV 代表者の
住所、商号又は名所
及び代表者名 _____ (印)

特定 JV 構成員の
住所、商号又は名所
及び代表者名 _____ (印)

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、_____を代表とする特定建設工事共同企業体を結成し、田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事の入札に参加したいので、別紙指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、本工事における入札参加資格申請に関する一切の権限を代表者に委任します。

また、この申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

(様式 B 号) 特定 J V 用

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

① 田尻町発注に係る田尻町総合保健福祉センター大規模改修等工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負

② 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を_____番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

所在地

名 称

所在地

名 称

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表者名称 _____ %

構成員名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうゑ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項に規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員の全員及び発注

者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退もしくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認により残存構成員が代表者を行うことができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

____外1社は、上記のとおり
____特定建設工事共同企業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。なお1通は特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書に添付し田尻町に提出する。

令和 年 月 日

構成員

名 称

代表者名

(印)

名 称

代表者名

(印)